

地震災害対策緊急整備事業

阪神・淡路大震災の災害教訓として平成8年9月議会において、総事業費約200億円のこの事業が創設された。これは県有建築物の耐震安全性の確保を図るための、H9～13年度を第一期、H14～18年度を第二期整備期間とする10ヶ年の事業である。

平成7年の大震災において、官公庁施設の地震防災機能が十分発揮できなかったことから、旧耐震基準で設計されている県有建築物を対象とする耐震診断調査業務を、平成7年度から開始した。この耐震技術の普及と技術者の育成のため、学識経験者の委員で構成する耐震判定委員会の指導を受けながら業務を遂行して来たものである。

建築物の目標とする耐震安全性は大地震動に対して耐震性能に余裕を持たせるものとして、重要度係数(1.25、1.50)による必要保有水平対力の確保と変形制限1/200以下とする。対象建築物は、①災害対策活動拠点施設、②救護活動施設、③避難活動施設、④災害弱者施設の997棟、延床1,299,240㎡とし、整備は①耐震診断、②補強計画、③実施設計、④補強工事の4段階を3年計画で完了するものである。

平成9年度までの実績は下表のとおりである。

単位：棟

	①耐震診断	②補強計画	③実施設計	④補強工事
平成7年度	24			
平成8年度	35	19	12	
平成9年度	66	31	22	8
計	125	50	34	8

鉄筋コンクリートによる耐震補強工事



鉄骨による耐震補強工事

